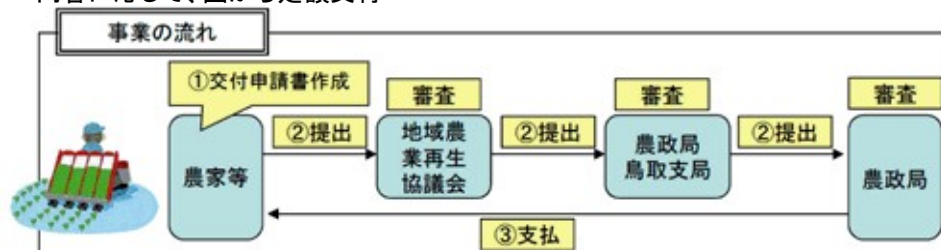


名称	経営所得安定対策等
施策対象	農業者等
施策主体	国直接
対象者	・販売目的で生産(耕作)する農業者(法人含む)、集落営農組織 ・①ゲタ対策、②ナラシ対策については、認定農業者、集落営農組織及び認定新規就農者が対象 ※交付金ごとに定められた要件を満たすこと
施策概要	栽培品目、取組内容に応じて、交付金を交付する。 ①畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策) ②米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策) ③水田活用の直接支払交付金

○支援内容

【補助金額・補助率等】

内容に応じて、国から定額交付



問合せ先	担当部署	電 話
	各市町村地域農業再生協議会	
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所	0858-72-3809
	農林業振興課農業振興室	
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3274
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局	0859-72-2005
	農林業振興課農業振興室	
	農林水産部生産振興課	0857-26-7280
中国四国農政局鳥取支局		0857-22-3256

関連サイト	
-------	--



名称	星空舞ブランド化加速事業
施策対象	JA全農とっとり、県内JA、県内米卸業者
施策主体	鳥取県
対象者	全国農業協同組合連合会鳥取県本部、農業協同組合、米卸業者 (原則として県内に事業所を持つ事業者)
施策概要	「星空舞」のブランド化を推進するため、認知度向上や販路開拓対策等の取組に対して支援を行う。

◎補助事業の内容

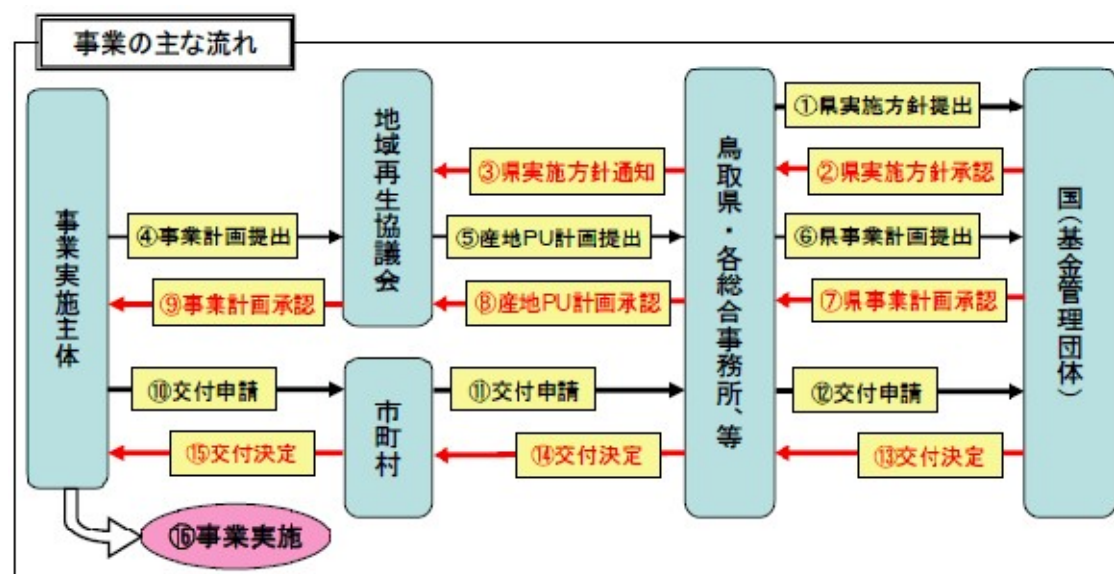
補助事業	事業実施主体	補助対象経費	補助率	補助 限度額
「星空舞」 ブランド化 推進事業	全国農業協同組合 連合会鳥取県本部	「星空舞」のブランド化推進のためのPR、 販路拡大対策、コンテスト出品等の取組に 要する経費	1/2	4,000千円
	農業協同組合	「星空舞」の販売促進の取組に要する経費 ただし、事業実施主体の人件費及び食糧費 については対象としない		500千円
	米卸業者等			100千円

問合せ先	担当部署	電話番号
	市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7853
関連サイト		

名称	鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	農業者、農業者の組織する団体(JA)等
施策概要	本県農業の活力増進のため、県が開発した鳥取型低コストハウスの導入を推進し、高収益な野菜・花き・果樹等のハウス栽培品目の生産振興を図ることにより、施設園芸品目等を緊急的に生産拡大する。

○支援内容

補助対象	産地生産基盤パワーアップ事業の要件を満たすこと 県、市町村の地域再生協議会が指定する園芸品目を栽培すること
補助率、上限額	2/3(国費1/3程度(資材費1/2)、県費2/9程度、市町村費1/9程度) 補助率が2/3となるように、国負担分以外を県と市町村が2:1の負担割合で嵩上げ ※間接補助対象経費に限度額を設けています ※限度額にはオプション(ツマ窓、裏面ドア両開き、防虫ネット、地際防錆処理)経費を含む



※(国)「産地生産基盤パワーアップ事業」の内容に準じて実施する。

問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部生産振興課	0857-26-7272
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2005
関連サイト		

名称	鳥取県産地生産基盤パワーアップ事業
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	農業者、農業者の組織する団体(JA)等
施策概要	農作業の効率化によるコスト削減や高付加価値な作物へ転換しつつ、実需者のニーズに対応した生産を行うことで、収益力向上に一体的かつ計画的に取り組む産地において、生産体制の強化や集出荷機能の改善に向けた取組をソフト・ハードを一体的に支援。

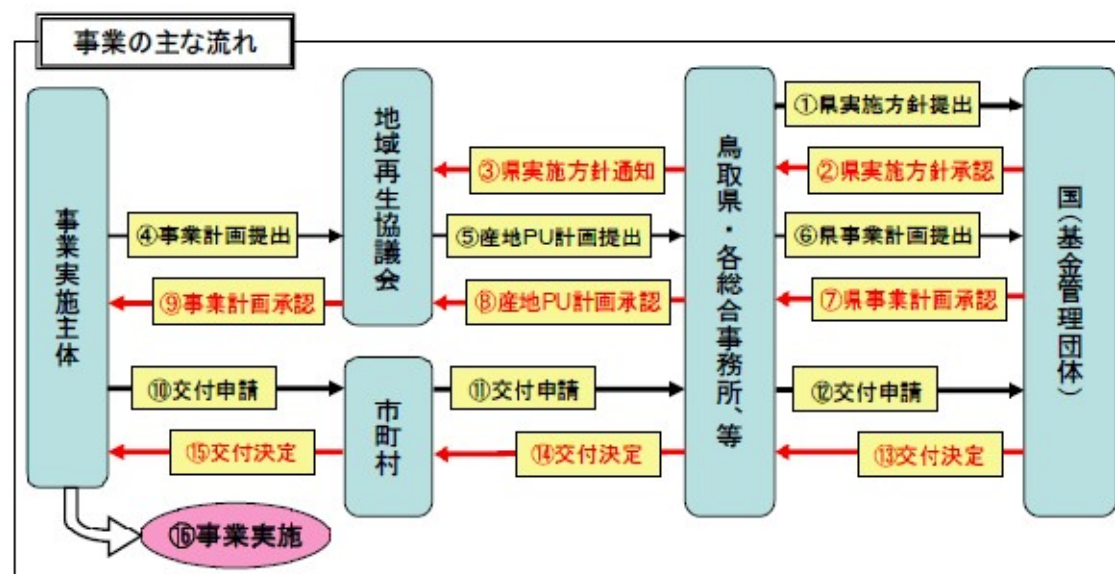
○支援内容

①整備事業

支援内容	野菜、果樹、水稻等の施設整備に要する経費の一部を助成。
補助率	1/2以内(国費のみ)

②生産支援事業

支援内容	野菜、花き、果樹等の農業機械等のリース導入、生産資材導入に要する経費の一部を助成。
補助率	(1)リース方式による農業機械等の導入 本体価格の1/2以内(国費のみ) (2)生産資材の導入等 1/2以内(国費のみ)



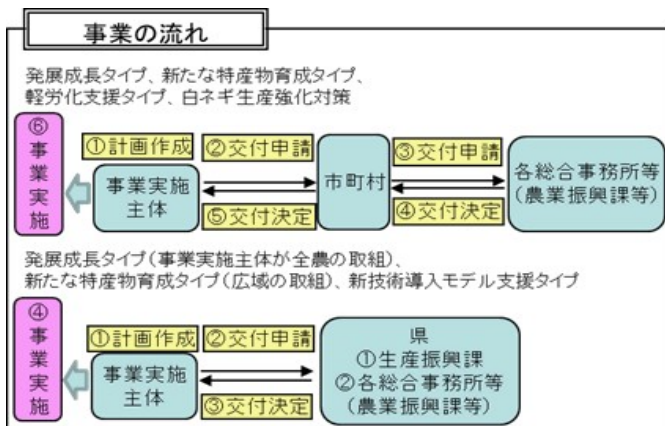
※(国)「産地生産基盤パワーアップ事業」の内容に準じて実施する。

問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部生産振興課	0857-26-7272
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2005
関連サイト		

名称	園芸産地活力増進事業
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	①発展・成長タイプ:JA、JA生産部(広域)、全農 ②新たな特産物育成タイプ:生産組織、農業法人、市町村公社、広域生産組織、JA等 ③軽労化支援タイプ:生産組織、農業法人、市町村公社、JA等 ④新技術導入モデル支援タイプ:生産組織、農業法人、JA、大学等 ⑤白ネギ生産強化対策:JA、生産部等
施策概要	「鳥取県農業生産1千億円達成プラン」の達成に向け、本県農業の強みである園芸品目等のさらなる生産振興を図るため、産地強化や特産物の育成、新技術のモデル的取組を支援し園芸産地の活力増進を図る。

○支援内容

	支援内容	補助率
①発展・成長タイプ	主要園芸品目に係る農作業用共同機械、簡易な出荷調整機械、集出荷施設の改良等、主力産地づくりに必要な経費等 ※産地の発展構想を明らかにした、産地強化計画を提出	1/2(県費1/3、市町村費1/6)
②新たな特産物育成タイプ	野菜・花き・果樹の生産体制づくり、販売を目的とした特産物の育成に必要な経費、生産に必要な機械・施設の整備(リース含む)、新技術や新品種の試作、農作業受委託の新たな仕組みづくりに必要な経費、農産加工品等の試作に要する経費、加工・業務用野菜の推進に要する経費等	1/2(県費1/3、市町村費1/6) ※広域の取組は県1/3、市町村任意 ※生産組織は2戸以上の販売農家。 【補助上限】2,500千円/事業実施主体(2年間)
③軽労化支援タイプ	軽労化や効率化による作業性の改善に要する経費(無動力アシストスーツ等)	補助率:新たな特産物育成タイプと同様 【補助上限】1,000千円/事業実施主体
④新技術導入モデル支援タイプ	とっとり農業イノベーション連絡協議会等において提案、開発された新技術のモデル的取組に要する経費等	10/10(県費のみ)
⑤白ネギ生産強化対策	重要病害「ネギ黒腐菌核病」防除に係る経費の一部を補助(防除体制整備に係る機械の導入、防除マニュアル作成を支援)	1/2(県費1/3、市町村費1/6)



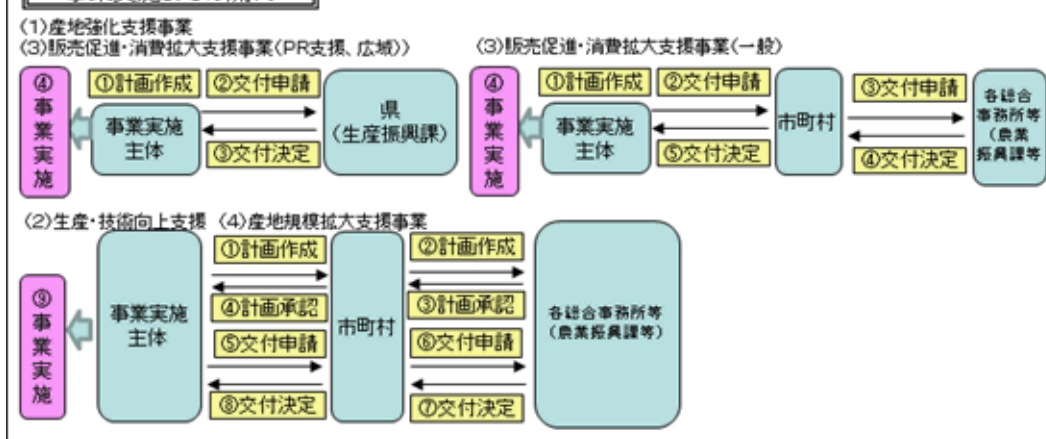
問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部生産振興課	0857-26-7282
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2005
関連サイト		

名称	戦略的園芸品目(イチゴ「とっておき」)総合対策事業
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	(1)産地強化支援:生産組織、(2)生産・技術向上支援:JA、農業者、法人等、(3)販売促進・消費拡大支援(①PR支援、②販売促進活動支援):①生産組織、②生産組織、JA、農業者、法人等、(4)産地規模拡大支援:生産組織、JA、農業者、法人等
施策概要	県育成のオリジナルイチゴ新品種「とっておき」の普及、振興を目的に、生産者等のネットワークづくり、単収・品質の向上、販売促進及び生産基盤強化に必要な機械、施設等の整備を推進し、県内全域での産地づくりを図る。

○支援内容

細事業名	支援内容	補助率
(1)産地強化支援事業	①「鳥取いちごブランド化推進協議会」の活動支援・技術修得のための研修会等の開催(会議、研修会等の開催、先進産地・主要市場の視察等)	県 定額
(2)生産・技術向上支援事業	①単収向上、品質向上に係る機械、資材の導入支援	1/2(県1/3、市町村1/6) ※広域取組の場合県1/3、又は市町村負担任意 ＜補助上限＞350千円／事業主体
(3)販売促進・消費拡大支援事業	①「とっておき」PRツール支援(共通段ボール、パッケージ作成、ロゴやのぼり等販売促進に必要な資材等)	県 定額
	②販売促進活動支援(商談会出展等に係る出展料、旅費、郵送費等「とっておき」PR活動等)	2/3(県1/2、市町村1/6) ※広域取組の場合県1/2、又は市町村負担任意 ＜補助上限＞150千円／事業主体
(4)産地規模拡大支援事業	①イチゴ用大型低コストハウスの開発と推進実証(新たな大型低コストハウス試作・高設システム等の整備支援) ②種苗供給体制の構築実証、育苗環境整備支援(育苗受託者によるハウスやベンチ等の導入)	1/2(県1/3、市町村1/6) ※広域取組の場合県1/3、又は市町村負担任意 ＜補助上限＞ ①4,000千円 ②2,100千円／事業主体

事業実施までの流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部生産振興課	0857-26-7272
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

関連サイト



名称	鳥取の花・芝生産振興対策事業
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	1 生産振興事業 ①<花>生産対策:農業者、生産組織、法人、JA等 ※高付加価値商品の開発については生産組織等 ②<花>販売対策:生産組織、法人等 ③<芝>高付加価値新品種の普及加速化対策:生産組織、法人等 2 推進事業 ④<花>推進活動支援:鳥取県花き振興協議会 ⑤<花>協議会支援:鳥取県花き振興協議会 ⑥<芝>鳥取県の花芝PR事業:生産組織、法人、鳥取県芝生産指導者連絡協議会等
施策概要	本県の強みである花壇苗、切り花等の花き品目において、農業者等が行う生産拡大、販売促進等の取組を支援するとともに、生産者、市場・小売業者、JA等の関係団体で組織する鳥取県花き振興協議会の活動を支援し、県内花き産業の活性化を図る。また、全国2位の産地である芝について、規模拡大等の支援により産地強化を図るとともに、業界全体としての芝のPRを支援することにより、芝産業の振興を図る。

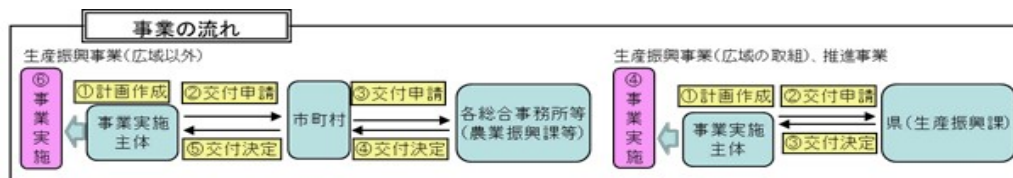
○支援内容

1 生産振興事業

	支援内容	補助率
<花>		
①生産対策	市場情報に基づく高付加価値商品の開発支援、育苗受委託体制の構築支援、新技術・新品目の導入支援	1/2(県1/3、市町村1/6) ※複数市町村にまたがる取組の場合は1/3(県費のみ)
②販売対策	県外商談会への出展、東京オリパラ飾花企画参画等の支援	
<芝>		
③高付加価値新品種の普及加速化対策	耕作放棄地を活用した規模拡大	1/2(県1/3、市町村1/6) ※複数市町村にまたがる取組の場合は1/3(県費のみ)

2 推進事業

	支援内容	補助率
<花>		
④推進活動支援	花きの消費拡大に向けた他県の先進事例調査支援、消費拡大啓発活動支援	1/2(県費のみ)
⑤協議会支援	県産花きを利用した花育活動や花のまつり開催の支援、花き生産者等の情報交換会・勉強会の開催支援	1/2または10/10(県費のみ)
<芝>		
⑥鳥取県の花芝PR事業	県内外での鳥取の花芝PR用の看板等作成・掲示やチラシ・ポスターの作成など、県産芝のブランド化を促進する取組の支援	1/2(県費のみ)



問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部生産振興課	0857-26-7272
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

関連サイト	
-------	--

名称	ハウス強靱化による施設園芸加速化対策事業
施策対象	市町村、農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	市町村、農業者、JA、等
施策概要	近年の頻発する大雪、台風等の度重なる気象災害による農業用ハウスの甚大な被害の拡大を踏まえ、農業用ハウスの補強や防風ネット設置等の気象災害防止対策や、講習会の開催等の事業継続計画(BCP)の策定・検討に向けた取組みを支援する。

○支援内容

(1)既存ハウスへの被害防止対策

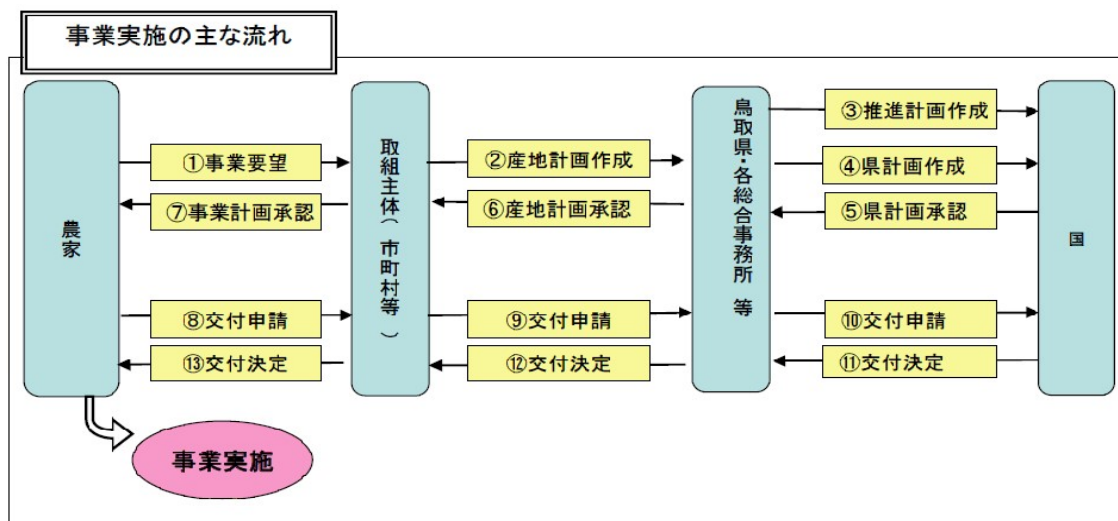
- ・野菜・花き・果樹用のパイプハウスの補強に要する経費の支援
(対象:今後10年以上の利用が見込まれるハウス)

補助対象経費	ハウス本体の補強等に係る補強資材費、補強役務費等
補助率	1/2(国費のみ)

(2)事業継続計画(BCP)の検討・策定に向けた取組み

- ・マニュアルの作成、補強や保守管理のために技術指導や講習会の開催等

補助対象経費	会場借料、旅費、謝金、資料印刷費 等
補助率	定額



問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部生産振興課	0857-26-7272
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

関連サイト	
-------	--

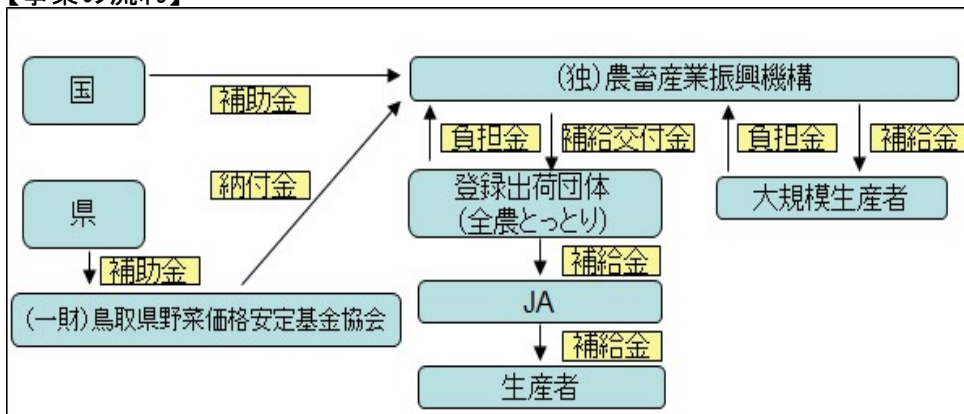
名称	指定野菜価格安定対策事業
施策対象	登録出荷団体と大規模生産者（以下、「登録出荷団体等」という）
施策主体	（独）農畜産業振興機構
対象者	登録出荷団体と大規模生産者
施策概要	天候などの影響によって供給量や価格が不安定になりやすい野菜の市場への安定供給を図るため、基準単価を下回った場合に価格差補給金を交付する事業。

○支援内容

指定野菜（冬にんじん、春ねぎ、夏ねぎ、秋冬ねぎ、ほうれんそう、夏秋キャベツ、冬キャベツ）について、市場における単価があらかじめ定められた基準単価を下回った場合、下回った額に応じて補給金が交付。

資金造成負担割合	（調整野菜、一般指定野菜） 登録出荷団体等：20%、県：20%、国：60% （重要野菜） 登録出荷団体等：17.5%、県：17.5%、国：65%
主な要件	＜作付面積＞ （登録出荷団体） ・葉茎菜類、根菜類 20ha以上 ・果菜類（夏秋もの）12ha以上 ・果菜類（冬春もの）8ha以上 （大規模生産者） ・2ha以上 ＜共同出荷量＞ ・総出荷量の2/3以上

【事業の流れ】



問合せ先	担当部署	電 話
	全国農業協同組合連合会鳥取県本部	0857-32-8331
	農林水産部生産振興課	0857-26-7282
関連サイト		

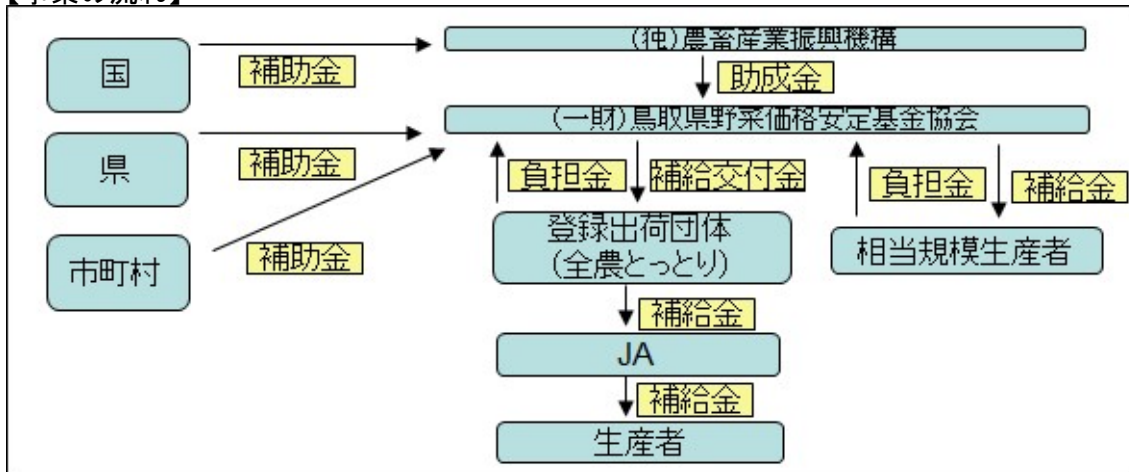
名称	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業
施策対象	共同出荷組織と相当規模生産者（以下、「共同出荷組織等」という）
施策主体	（一財）鳥取県野菜価格安定基金協会
対象者	共同出荷組織と相当規模生産者
施策概要	天候などの影響によって供給量や価格が不安定になりやすい野菜の市場への安定供給を図るため、基準単価を下回った場合に価格差補給金を交付する。

○支援内容

特定野菜（ブロッコリー、スイートコーン、メロン、らっきょう、やまのいも、ちんげんさい、こまつな）と、指定野菜（夏ねぎ＜白ねぎ＞、夏ねぎ＜青ねぎ＞、秋冬ねぎ＜青ねぎ＞、夏秋トマト、夏秋ピーマン、秋冬はくさい）について、市場における単価が、あらかじめ定められた基準単価を下回った場合に、下回った額に応じて補給金を交付。

資金造成負担割合	（重要特定野菜、指定野菜） 共同出荷組織等：7/40、県：10/40、市町村：3/40、（独）農畜産業振興機構：20/40 （重要特定野菜、指定野菜） 共同出荷組織等：7/40、県：10/40、市町村：3/40、（独）農畜産業振興機構：20/40 （重要特定野菜以外の特定野菜） 共同出荷組織等：7/30、県：10/30、市町村：3/30、（独）農畜産業振興機構：10/30	
主な要件	【特定野菜】 ＜作付面積＞ （登録出荷団体） ・一部軟弱野菜を除く野菜5ha以上 ・一部軟弱野菜3ha以上 （相当規模生産者） ・1.5ha以上 ＜共同出荷量＞ 総出荷量の2/3以上	【指定野菜】 ＜作付面積＞ （登録出荷団体） ・果菜類を除く野菜10ha以上 ・果菜類野菜3ha以上 （相当規模生産者） ・2.0ha以上 ＜共同出荷量＞ 総出荷量の1/2以上

【事業の流れ】



問合せ先

担当部署	電話番号
（一財）鳥取県野菜価格安定基金協会	0857-32-8351
農林水産部生産振興課	0857-26-7282

関連サイト



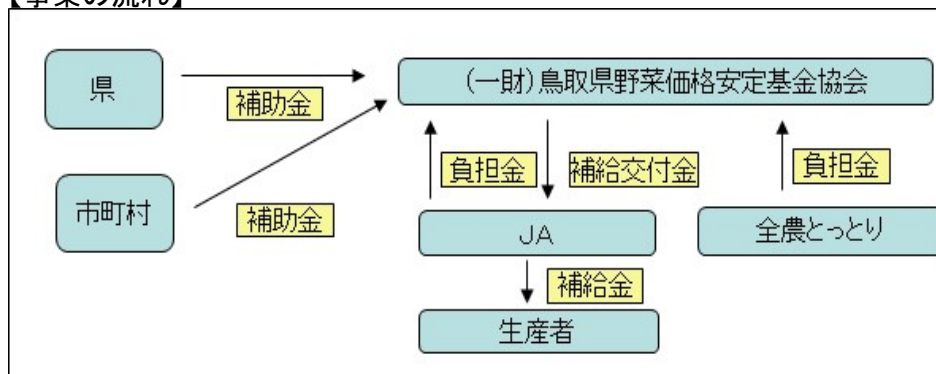
名称	鳥取県ブランド野菜価格安定対策事業
施策対象	JA
施策主体	(一財)鳥取県野菜価格安定基金協会
対象者	JA
施策概要	天候などの影響によって、供給量や価格が不安定になりやすい野菜の市場への安定供給を図るため、基準単価を下回った場合に価格差補給金を交付する。

○支援内容

ブランド野菜(夏秋だいこん、春ねぎ、アスパラガス、夏にんじん、春ねぎく青ねぎ>、夏ねぎく白ねぎ>、春キャベツ、夏秋ピーマン、秋冬ブロッコリー、たまねぎ、夏秋きゅうり、夏秋トマト、かんしょ)について、市場における単価が、あらかじめ定められた基準単価を下回った場合に、下回った額に応じて補給金を交付。

負担割合	JA:25%、全農とっとり10%、県:50%、市町村:15%
主な要件	(作付面積)露地野菜:3ha以上 施設野菜:1ha以上

【事業の流れ】



問合せ先	所 属	電 話
	(一財)鳥取県野菜価格安定基金協会	0857-32-8351
	農林水産部生産振興課 園芸振興担当	0857-26-7282
関連サイト		



名称	鳥取梨生産振興事業
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	農業協同組合、生産組織、農業公社、鳥取県農業農村担い手育成機構、認定農業者、認定農業者に準ずるもの、産地計画の担い手、リース事業者、市町村、苗木業者、山林樹苗協同組合
施策概要	①気象災害に強い施設整備事業…機能向上した多目的防災網への掛け替え及び防風網の更新を支援 ②「新甘泉等」特別対策事業…「二十世紀」「新甘泉」「王秋」の生産拡大を支援 ③ジョイント栽培拡大事業…②以外の品種におけるジョイント栽培の取組を支援 ④低コスト体制強化事業…共同利用機械、オペレータ体制整備によるコスト削減を支援

①気象災害に強い施設整備事業

補助対象経費	補助率	
機能向上した多目的防災網への掛け替えに係る経費	1/3 (県のみ)	補助上限額200千円/10a
防風網の更新に係る経費		補助上限額 90千円/10a

②「新甘泉等」特別対策事業 ③ジョイント栽培拡大事業

I：生産基盤整備対策

補助対象経費	「新甘泉等」特別対策事業※1	ジョイント栽培拡大事業※2
新植・全面改植及び果樹棚・網掛け施設の整備、王秋の土壌改良機械の導入に係る経費	2/3(県のみ)	1/2(県のみ)
ハウス施設整備(「二十世紀」に限る)	2/3(県のみ)※3	-
高接ぎ・間植え改植及びその果樹棚・網掛け施設、かん水施設、園内道、防風施設、パイプ棚、排水施設、防蛾灯、防除用機械の導入に係る経費	1/2(県のみ)	1/3(県のみ)

※1:「二十世紀」はジョイント栽培又は袋掛け回数削減栽培を対象(「新甘泉」「王秋」は栽培方法を問わない)。
 「二十世紀」には、「二十世紀」以外に「早生二十世紀」、「おさ二十世紀」、「ゴールド二十世紀」、「おさゴールド」を含む。
 ※2:「二十世紀」「新甘泉」「王秋」以外の品種によるジョイント栽培を対象。
 ※3:地域のモデル園として設置し、研修園として活用すること。併せて「やらいや果樹園」に登録された園を対象。
 また、R6年度までは※1の条件を満たしていなくてもハウス整備が可能。

II：育成促進対策

補助対象経費	奨励金(千円/10a) (県1/2、市町村1/2)
新植、全面改植	200
間植え改植、高接ぎ一挙更新	106

III：高接ぎ奨励(「新甘泉」のみ)

補助対象経費	奨励金(千円/10a) (県のみ)
組織的取組への一律奨励金	一律100
高接ぎ一挙更新	50
高接ぎ順次更新	20

IV：育苗支援対策(ジョイント栽培用大苗育苗)

補助対象経費	補助率
育苗委託、育苗施設整備	2/3(県のみ)

④低コスト・体制強化事業

補助対象経費	補助率
作業受託する農業機械の購入費	1/3(県のみ)

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部生産振興課	0857-26-7414
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=219636>



名称	鳥取柿ぶどう等生産振興事業
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	農業協同組合、生産組織、農業公社、鳥取県農業農村担い手育成機構、認定農業者、認定農業者に準ずるもの、産地計画の担い手、リース事業者、市町村
施策概要	①「輝太郎」特別対策事業 早生柿ではトップクラスの品質を誇る「輝太郎」を全国ブランドとするための生産拡大を支援。 ②柿ぶどう等生産拡大事業 産地で振興する果樹の品目・品種の生産拡大を支援。 ③低コスト体制強化事業 機械の共同利用、オペレータ体制を整備して、コスト削減や廃園化の防止の取組を支援。

①「輝太郎」特別対策事業、②柿ぶどう等生産拡大事業

I：生産基盤整備対策

補助対象経費	補助率	
	「輝太郎」特別対策事業	柿ぶどう等生産拡大事業
新植、全面改植に係る経費	1/2(県のみ)※1	1/2(県のみ)
高接ぎ、果樹棚、かん水施設、園内道、防風施設、パイプ棚、排水施設、防蛾灯、防除用機械の導入に係る経費	1/2(県のみ)※1	1/3(県のみ)※2

※1：廃園対策として実施する場合は2/3

※2：新植、全面改植(ぶどうにあっては2年後には品種転換が見込まれる間植え改植を含む)による果樹棚及びぶどう用ハウスの整備は1/2

II：育成促進対策

補助対象経費	奨励金(円/10a) (県1/2、市町村1/2)		
	かき	ぶどう	もも
①新植、全面改植	48,000	94,000	47,000
②間植え改植	24,000	47,000	24,000
③高接ぎ一挙更新	48,000	47,000	47,000

※新改植には5年間分(ぶどうのみ3年間分)、高接ぎ一挙更新には3年間分の育成経費相当額の奨励金を、植栽または高接ぎした年度に一括交付

III：低コスト・体制強化事業

補助対象経費	補助率
共同利用、作業受託する農業機械の購入費を補助	1/3(県のみ)

問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部生産振興課	0857-26-7414
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

関連サイト	http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=219636
-------	---



名称	戦略的スーパー園芸団地整備事業
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	農業協同組合、生産組織、市町村
施策概要	「新甘泉」等を主体とした果樹団地を戦略的に整備して産地活性化の拠点とし、新規就農者や定年退職者等の担い手の参入を促すため、生産施設の整備や新規就農者等への参入後の支援を一体的に行う。

I：生産基盤整備対策
「二十世紀」「新甘泉」「王秋」(※)の植栽、果樹園整備を支援

補助対象経費	補助率
新植または全面改植、果樹棚・網掛け施設、かん水施設、排水施設、園内道等の整備に係る経費 ※新規就農者等は品種を問わない	3/4(県のみ)

II：育成促進対策
新規就農者等が入植する場合、新改植に対し育成経費相当額の奨励金(※)を定額交付

補助対象経費	奨励金(千円/10a) (県1/2、市町村1/2)
ジョイント栽培の場合	600
ジョイント栽培以外の場合	340

※5年間分の育成経費相当額を植栽した年度に一括して交付

III：借地料支援
新規就農者等が入植する場合に支払う借地料(※)の一部を支援

補助対象経費	補助率
借地料	2/3(県1/3、市町村1/3) 補助上限額37千円/10a

※育成開始から5年間支援

IV：参入者募集支援

補助対象経費	補助率
果樹団地に入植する新規就農者等の確保に係る経費(募集パンフレットの作成等)	2/3(県1/2、市町村1/6) 補助上限額：600千円/事業実施主体

問合せ先

担当部署	電 話
農林水産部生産振興課	0857-26-7414
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=219636>

名称 果樹等経営安定資金利子助成事業

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 鳥取県農業協同組合中央会

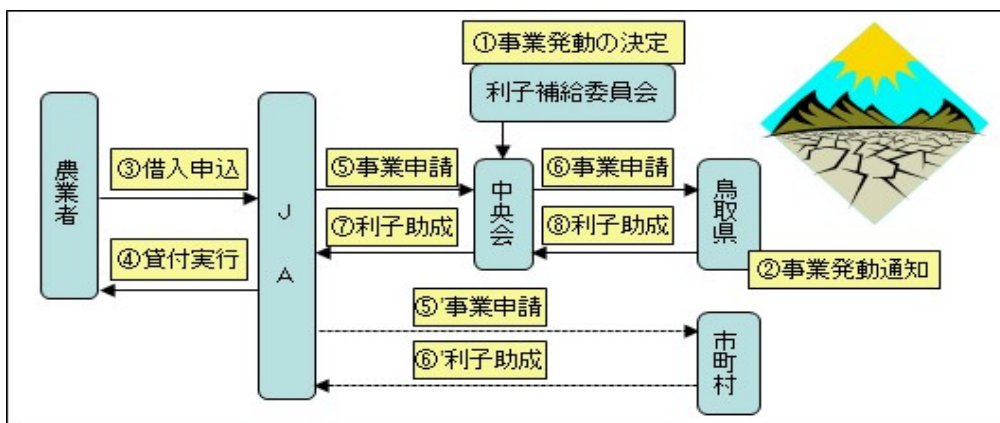
施策概要 災害、市場価格低落又は原油価格高騰時の再生産資金を確保するため、経営安定資金融資制度を創設し、次年度に向けた農家の生産意欲を高揚させる。

○支援内容

主要内容	災害、市場価格低落又は原油価格高騰時にJA等が貸し出す経営安定資金の利子を助成する。		
補助率	10/10(県1/3、JA2/3) ※ただし、JAと市町村の協議により、市町村が負担を了承した場合、その負担率に応じてJAの負担率を少なくする。		
発動要件	①災害時対応 気象災害等により収量が減少した場合(原則として、公庫資金等を優先)	②価格低落時対応 出荷期間中に平均価格が損益分岐点を下回った場合	③原油価格高騰時対応 原油価格の高騰により生産資材の調達が困難となった場合

対象品目	果樹、野菜、花き類及び工芸作物(ソバ・茶に限る)
利子補給期間	3年以内、末端金利0%
融資基準額	各品目において再生産に要する額の8割相当額 原油価格高騰においては、1戸あたり100万円が上限
融資機関	各JAまたはJA鳥取信連
融資対象	・原則として公庫資金等の対象とならない農家、またはその上限を超えて融資が必要な場合や、公庫資金等が発動するまでのつなぎ融資が必要な場合。
特記事項	適用災害や品目等の融資基準、融資時期は利子補給運営委員会でその都度決定。

○事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話
農林水産部生産振興課	0857-26-7414

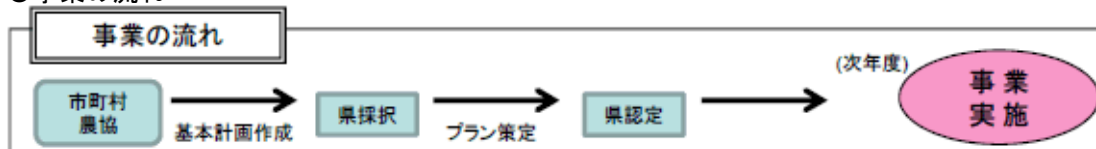
関連サイト

名称	みんなでやらいや農業支援事業(がんばる地域プラン事業)
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県、市町村
対象者	市町村、農業協同組合、任意組織、市町村農業公社、社会福祉事業を行う法人、市町村が設立した法人(第三セクター)
施策概要	策定したプランの実現に向けた取組みに必要な経費を支援する。 ※担い手育成など地域活性化に向けた研修会開催、先進地視察などに必要な経費(ソフト) ※農業生産の拡大や農地維持などの地域活性化に必要な施設、機械整備の経費(ハード) ※農業、特用林産物に関する経費を対象とし、畜産(耕畜連携に関するものは対象)、水産の生産経費は対象外。

○支援内容

主な要件	①市町村がプランの方向性をまとめた基本計画を作成し、県が採択していること。 ②市町村を中心に地域の関係者による話し合いを行い、農業活性化に主眼をおいたプランを策定すること。 ③プランには以下に関する内容が含まれること。 ・担い手・新規就農者の確保又は共助体制の取組など地域農業の保全を確保する取組 ・農地利用の効率化・維持管理 ・核となる品目の生産振興
支援対象者	市町村、農業協同組合、任意組織、農業公社等
補助率・補助金額	ハード 1/2(県1/3、市町村1/6) ソフト 2/3(県1/2、市町村1/6) 事業費上限額:1億円 (5年間総額) 事業期間:5年間

●事業の流れ



問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部農林水産政策課	0857-26-7589
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
関連サイト	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

名称

畜産クラスター施設整備事業(全畜種)～畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業～

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

生産者等

施策概要

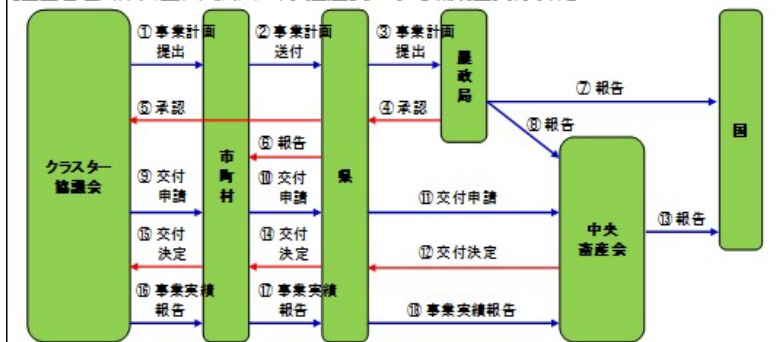
畜産クラスター協議会が策定する畜産クラスター計画に位置づけられた地域の中心的な畜産経営体が行う、規模拡大のための施設・機械整備や家畜の導入を支援します。

○支援内容

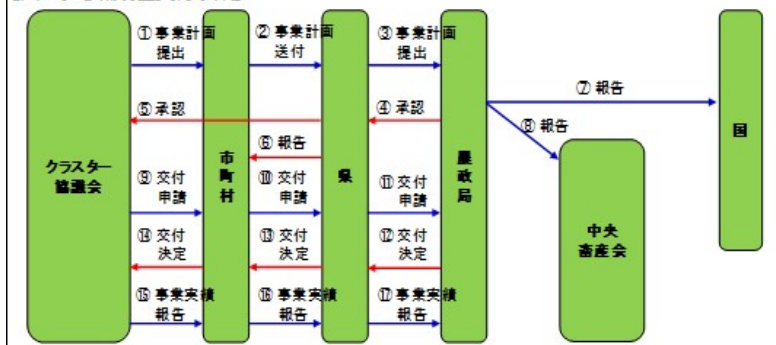
主な内容	畜舎等施設、機械整備及び家畜導入
補助率	ハード 1/2(国のみ)

●事業の流れ

【基金管理団体(公益社団法人 中央畜産会)による補助金交付事業】



【国による補助金交付事業】



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部畜産振興局畜産課	
酪農・経済担当(酪農・養豚・養鶏)	0857-26-7288
肉用牛振興・遺伝資源管理担当(肉用牛)	0857-26-7290
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

関連サイト

名称	生乳増産対策支援事業～担い手施設整備対策事業～																		
施策対象	農業者等																		
施策主体	鳥取県																		
対象者	酪農家																		
施策概要	生産性向上に取り組む酪農家の施設・機械整備等のうち国事業では補助対象とならないものに対して助成します。																		
○支援内容																			
主な内容	担い手がリース方式で行う、生産性の向上又は省エネルギーに資する施設機械の整備及び牛舎の増改築に要する経費について助成します。																		
補助率	ハード 1/2（県1/3、市町村1/6） （事業費上限：5,000千円/1経営体）																		
●事業の流れ																			
○事業の流れ																			
<pre>graph LR A[酪農家] -- ①申請 --> B[事業実施主体 大山乳業] B -- ④補助金 --> A B -- ②交付申請 --> C[市町村] C -- ③交付決定 --> B B -- ②交付申請 --> D[県] D -- ③交付決定 --> B</pre>																			
問合せ先	<table><tr><th>担当部署</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>農林水産部畜産振興局畜産課</td><td>0857-26-7288</td></tr><tr><td>農林水産部東部農林事務所農業振興課</td><td>0857-20-3580</td></tr><tr><td>農林水産部東部農林事務所八頭事務所</td><td>0858-72-3816</td></tr><tr><td>農林業振興課農業振興室</td><td></td></tr><tr><td>中部総合事務所農林局農業振興課</td><td>0858-23-3166</td></tr><tr><td>西部総合事務所農林局農林業振興課</td><td>0859-31-9643</td></tr><tr><td>西部総合事務所日野振興センター日野振興局</td><td>0859-72-2006</td></tr><tr><td>農林業振興課農業振興室</td><td></td></tr></table>	担当部署	電話番号	農林水産部畜産振興局畜産課	0857-26-7288	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580	農林水産部東部農林事務所八頭事務所	0858-72-3816	農林業振興課農業振興室		中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643	西部総合事務所日野振興センター日野振興局	0859-72-2006	農林業振興課農業振興室	
担当部署	電話番号																		
農林水産部畜産振興局畜産課	0857-26-7288																		
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580																		
農林水産部東部農林事務所八頭事務所	0858-72-3816																		
農林業振興課農業振興室																			
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166																		
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643																		
西部総合事務所日野振興センター日野振興局	0859-72-2006																		
農林業振興課農業振興室																			
関連サイト																			



名称	生乳増産対策支援事業～ゲノム育種価改良対策支援事業～
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	生産者等
施策概要	高品質な「白バラ牛乳」の増産やアイスクリーム等の乳製品の輸出量を大幅に増加させるために、県内生乳生産量6万トン以上を確保することを目的に、県内乳用牛全頭のゲノム育種価検査を進める。

○支援内容

主な内容	有望な乳用牛の早期判定のため、育成牛全頭を対象としたゲノム育種価検査費用に対して補助する。
補助率、補助上限	ソフト 2／3(県1／3、大山乳業1／3)

問合せ先	<table><tr><td>担当部署</td><td>電話番号</td></tr><tr><td>農林水産部畜産振興局畜産課</td><td>0857-26-7831</td></tr></table>	担当部署	電話番号	農林水産部畜産振興局畜産課	0857-26-7831
担当部署	電話番号				
農林水産部畜産振興局畜産課	0857-26-7831				
関連サイト					

名称	全日本ホルスタイン共進会対策事業	
施策対象	農業者等	
施策主体	鳥取県	
対象者	生産者等	
施策概要	鳥取県の乳牛改良を大幅に促進し、白バラブランドの更なるイメージアップを図るため、次回開催される全日本ホルスタイン共進会での上位入賞を目指します。	
○支援内容		
主な内容	出品者となる若手酪農家の調教技術向上を図る取組や県外共進会への出品、優良形質保有牛確保のためのゲノム検査に対して支援を行います。	
補助対象経費、補助率	・輸入受精卵導入 ・候補牛作成支援 ・県外共進会への出品補助 ソフト 県1／2、大山乳業1／2	
問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部畜産振興局畜産課	0857-26-7831
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006
関連サイト		



名称	鳥取県和牛振興計画推進事業(施設整備支援)
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	農業者等
施策概要	鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例に基づく鳥取県和牛振興計画の計画実現に向け、和牛の生産拡大や高品質と牛肉の増産を図るため、牛舎等施設整備を支援する。

○支援内容

事業名	実施主体	内 容
国事業を活用した施設整備支援事業	農協	畜産クラスター事業または肉用牛経営安定対策補完事業で採択され、かつ新規参入者(就農3年以内)または150%以上の頭数規模に増頭する場合に建築する牛舎等施設に対して補助。 【補助率】ハード 2/3(国1/2、県1/6)

問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部畜産振興局畜産課	0857-26-7290
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所	0858-72-3816
	農林業振興課農業振興室	
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2006
関連サイト		

名称	鳥取県和牛振興計画推進事業(繁殖雌牛・肥育素牛の保留及び増頭支援)
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	農業者等
施策概要	鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例に基づく鳥取県和牛振興計画の計画実現に向け、和牛の生産拡大や高品質和牛肉の増産を図るため、優良和牛繁殖雌牛及び肥育素牛の保留や増頭を支援する。

○支援内容

区 分	事業名	実施主体	内 容
保留 支援	県内ゲノム優良雌牛保留対策事業	農協	県が定める基準値以上のゲノム育種価または期待育種価を有する雌子牛を県内保留あるいは導入した場合に補助。 【補助率】ソフト 定額120千円(県のみ)
		鳥取県和牛生産者連絡協議会	基準値以上のゲノム育種価または期待育種価を有する雌子牛の中で、特に優秀な雌子牛を県内に保留するための経費に対する補助。 【補助率】 自家保留の場合:ソフト 定額500千円(県1/2、生産者等1/2) 導入の場合:ソフト 定額(県1/2、生産者等1/2) 上限800千円
	特定種畜肥育素牛保留対策事業	農協	特定種畜を父または母の父とする肥育素牛を導入した場合、導入費の一部を補助 【補助率】定額80千円(県のみ)
増頭 支援	繁殖雌牛増頭加速化事業	農協	和牛繁殖雌牛の飼養頭数の増頭のために行う雌牛購入に対し、購入費の一部を補助。(外部導入及び自家保留) 【補助率】ソフト1/2(県1/3、市町村1/6) ※購入費の1/2から国の奨励金を差し引いて補助
	鳥取和牛緊急増頭対策事業	農協	「鳥取和牛」を大幅に生産拡大するため、県が定める基準額以上で肥育素牛を購入した場合に購入額から基準額を減じた金額の1/2を補助 【補助率】ソフト 1/2(県のみ) 上限175千円

問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部畜産振興局畜産課	0857-26-7290
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所	0858-72-3816
	農林業振興課農業振興室	
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2006
関連サイト		



名称	鳥取県和牛振興計画推進事業(和牛受精卵購入支援、市場活性化支援)
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	農業者等
施策概要	鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例に基づく鳥取県和牛振興計画の計画実現に向け、優良和牛の生産や生産頭数の増加、和子牛市場活性化を図るため、和牛受精卵の購入や生産者協議会が行う市場活性化にかかる取組を支援する。

○支援内容

事業名	実施主体	内 容
優秀受精卵購入助成事業	農協	県が定める血統の受精卵を購入し、年度内に移植した場合に補助する 【補助率】ソフト 1/2(県のみ) 上限20千円
和子牛市場活性化事業	鳥取県和牛生産者連絡協議会	鳥取県和子牛市場の活性化のための取組に対して支援する。 【補助率】ソフト 定額(県1/2、生産者等1/2)

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部畜産振興局畜産課	0857-26-7290
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所	0858-72-3816
農林業振興課農業振興室	
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局	0859-72-2006
農林業振興課農業振興室	

関連サイト



名称	鳥取和牛ブランド強化対策事業
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	農業者等
施策概要	鳥取和牛のブランドをさらに強化していくため、全国が注目する東京市場への鳥取和牛の出荷頭数の増加及び枝肉共励会の開催への支援を行う。

○支援内容

区分	事業内容	実施主体	補助率
東京市場出荷支援	【東京市場出荷支援】 東京食肉市場への肥育牛の出荷にかかる経費(運賃、旅費など)を助成 【東京市場で開催される大規模共進会への参加支援】 東京食肉市場で開催される全農共励会や全国肉用牛共励会への肥育牛の出荷にかかる経費(運賃、旅費など)を助成	農協	ソフト 1/2 (県のみ)
県内外で開催する共励会開催支援	【共励会開催にかかる経費への支援】 楯・賞状作成、衛生用品等	鳥取県牛肉販売協議会	ソフト 1/2 (県のみ)

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部畜産振興局畜産課	0857-26-7290
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所	0858-72-3816
農林業振興課農業振興室	
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局	0859-72-2006
農林業振興課農業振興室	

関連サイト

名称

第12回全共出品対策事業

施策対象

農業者等

施策主体

鳥取県

対象者

農業者等

施策概要

2022年に鹿児島県で開催される第12回全共で前回はさらに上回る成績を目指すため、出品候補牛の巡回指導や出品候補牛を集めた審査(集合審査)を行うための費用に対して補助する。

○補助率

ソフト 1/2(県のみ)

○事業実施主体

第12回全共鳥取県推進委員会

○支援の内容

区分	内容
地域出品対策協議会活動費	地域出品対策協議会活動費の助成
出品対策部会主催講習会開催費	削蹄、調教技術、毛刈り、審査研究会等の開催経費の助成
指定交配漏れ助成	導入漏れした牛に対して繁殖農家への助成
種牛保留助成費(飼育管理費)	種牛の部 全共候補牛として保留した場合の助成
肥育保留助成費(飼育管理費)	肉牛の部 全共候補牛として保留した場合の助成
削蹄助成費	出品牛の削蹄費助成
集合審査開催費	集合審査のための運賃助成・ワクチン接種代等
生産振興大会開催経費	肉用牛振興大会開催経費の助成
事務局経費	第12回全共鳥取県推進委員会等の開催経費の助成

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部畜産振興局畜産課	0857-26-7290
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所	0858-72-3816
農林業振興課農業振興室	
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局	0859-72-2006
農林業振興課農業振興室	

関連サイト

名称	肉用牛肥育経営安定対策事業																		
施策対象	農業者等																		
施策主体	鳥取県																		
対象者	肉用牛肥育経営者（※大企業は除く） ※大企業とは、資本金の額が3億円を超え、かつ従業員数が300名を超えている会社																		
施策概要	牛枝肉価格が著しく低下した場合に、交付金を交付して肉用牛肥育経営の安定を図る。																		
○支援内容																			
主な内容	肥育牛1頭あたりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に交付金を交付する。																		
主な要件	①業務対象年間ごとに生産者の要件審査を受け、登録を受けることが必要 ②業務対象年間は平成30年12月30日～令和4年3月31日までで、新規に肉用牛肥育経営を開始する生産者以外は途中加入不可																		
●事業の流れ																			
○事業の流れ																			
問合せ先	<table><tr><th>担当部署</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>農林水産部畜産振興局畜産課</td><td>0857-26-7288</td></tr><tr><td>農林水産部東部農林事務所農業振興課</td><td>0857-20-3552</td></tr><tr><td>農林水産部東部農林事務所八頭事務所</td><td>0858-72-3816</td></tr><tr><td>農林業振興課農業振興室</td><td></td></tr><tr><td>中部総合事務所農林局農業振興課</td><td>0858-23-3163</td></tr><tr><td>西部総合事務所農林局農林業振興課</td><td>0859-31-9642</td></tr><tr><td>西部総合事務所日野振興センター日野振興局</td><td>0859-72-2005</td></tr><tr><td>農林業振興課農業振興室</td><td></td></tr></table>	担当部署	電話番号	農林水産部畜産振興局畜産課	0857-26-7288	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3552	農林水産部東部農林事務所八頭事務所	0858-72-3816	農林業振興課農業振興室		中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3163	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9642	西部総合事務所日野振興センター日野振興局	0859-72-2005	農林業振興課農業振興室	
担当部署	電話番号																		
農林水産部畜産振興局畜産課	0857-26-7288																		
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3552																		
農林水産部東部農林事務所八頭事務所	0858-72-3816																		
農林業振興課農業振興室																			
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3163																		
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9642																		
西部総合事務所日野振興センター日野振興局	0859-72-2005																		
農林業振興課農業振興室																			
関連サイト																			

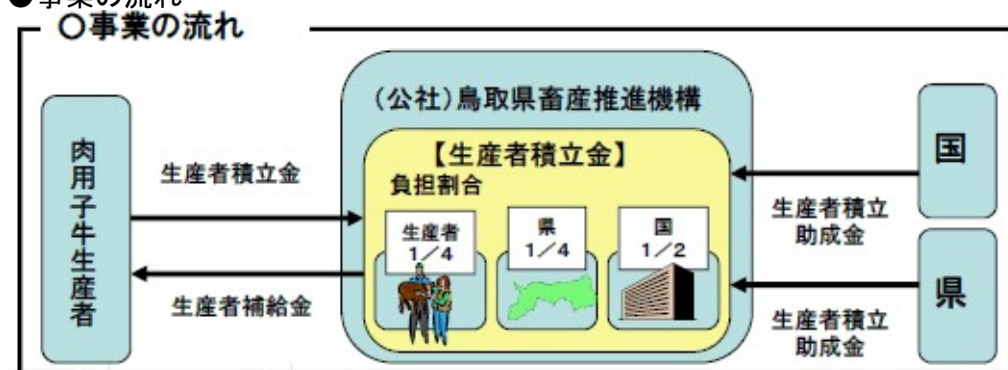


名称	肉用子牛価格安定事業
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	肉用子牛生産者及び法人(※大企業は除く) ※大企業とは、資本金の額が3億円を超え、かつ従業員数が300名を超えている会社
施策概要	子牛価格が低落した場合に、補給金を交付して生産者の畜産経営の安定継続を図ります。

○支援内容

主な内容	肉用子牛の平均売買価格(品種別・四半期毎)が毎年決定する保証基準価格・合理化目標価格を下回った場合に、その期間中に子牛を販売、または自家保留していれば補給金を交付します。
主な要件	①生産者と指定協会である(公社)鳥取県畜産推進機構との間で肉用子牛生産者補給金交付契約が必要です。 ②指定協会に対し満2カ月齢に達する日までに登録個体の申込を行い、負担金を納入すること。

●事業の流れ



問合せ先	担当部署	電話番号
	農林水産部畜産振興局畜産課	0857-26-7288
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3552
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所	0858-72-3816
	農林業振興課農業振興室	
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3163
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9642
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2005
関連サイト		

名称	肉豚経営安定対策事業
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	養豚経営者（※大企業は除く） ※大企業とは、資本金の額が3億円を超え、かつ、従業員数が300名を超えている会社
施策概要	豚枝肉平均価格が著しく低下した場合に、交付金を交付して養豚経営の安定を図る。

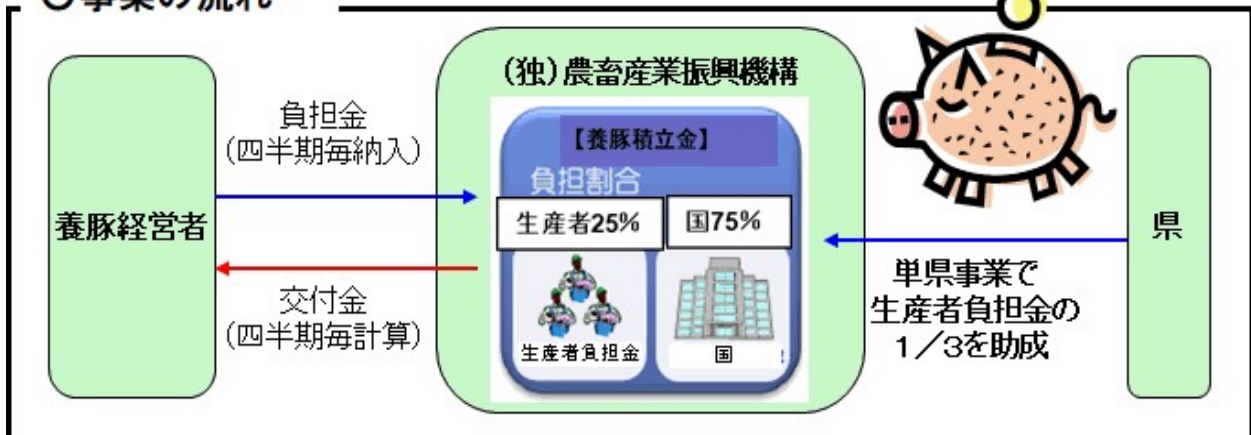
○支援内容

主な内容	標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に交付金を交付する。
主な要件	①業務対象年間ごとに生産者の要件審査を受け、登録を受けることが必要 ②業務対象年間は令和3年4月1日～令和6年3月31日までで、新規に養豚経営を開始する生産者以外は途中加入不可

補助率（積立金負担割合）	ソフト 1/3（負担割合 国3/4、生産者1/6、県1/12）
--------------	---------------------------------

●事業の流れ

○事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部畜産振興局畜産課	0857-26-7288
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3552
農林水産部東部農林事務所八頭事務所	0858-72-3816
農林業振興課農業振興室	
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3163
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9642
西部総合事務所日野振興センター日野振興局	0859-72-2005
農林業振興課農業振興室	

関連サイト

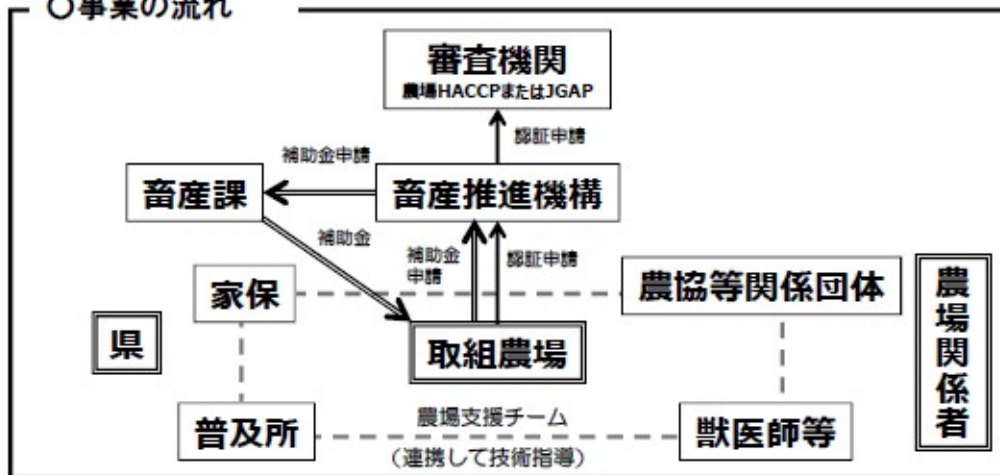
名称	農場認証普及推進事業
施策対象	農業者等
施策主体	鳥取県
対象者	生産者等
施策概要	畜産物の供給元である生産農場に工程管理を普及定着させ、畜産物の安全・安心を確保し、消費者の信頼向上およびブランド力強化を図る。

○支援内容

主な要件	①農場認証取得への取組意欲を有し、支援体制が構築されていること。 ②農場認証(農場HACCP推進農場指定を含む)の申請を審査機関に行っていること。 (補助金の場合)
補助対象経費、補助率	初回、中間(継続)及び更新審査に係る経費の1/3以内

●事業の流れ

○事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部畜産振興局畜産課	0857-26-7287
鳥取家畜保健衛生所	0857-53-2240
倉吉家畜保健衛生所	0858-26-3341
西部家畜保健衛生所	0859-62-0140
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所	0858-72-3816
農林業振興課農業振興室	
中部総合事務所農林局農業興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局	0859-72-2006
農林業振興課農業振興室	

関連サイト

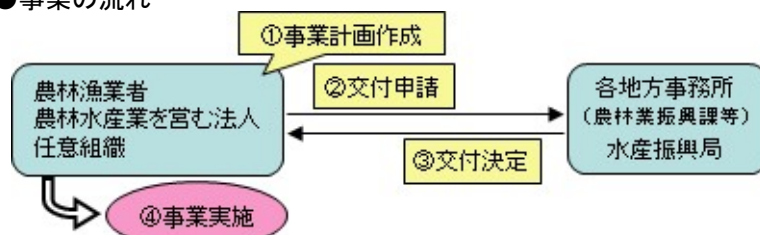
名称	初めての6次産業化バックアップ事業																
施策対象	農林漁業者等																
施策主体	鳥取県																
対象者	農林漁業者、農林水産業を営む法人、任意組織 (規約を有し、主たる構成員が農林水産業者で構成されている団体) ※既に商品販売している場合でも、販売金額が原則年間30万円以下の農林漁業者等は対象とする																
施策概要	県内の6次産業化に係る推進活動及び機械・施設整備を支援する。																
○支援内容																	
主な内容	食品加工等に必要な機械、工事を伴う施設整備(3万円以上のもの)及び推進活動を支援(ただし、不動産(土地代及び建築物)の購入、土地基盤の整備を除く、3万円以上のもの)																
補助金額・補助率	【補助率】ソフト・ハード 2/3 【補助上限額】400千円 ※事業の活用希望が多い場合は、予算の範囲内で補助金額の調整を行うことがあります																
主な要件	・自ら加工を行うこと ・次のいずれかを満たすこと 農林業者・農業法人：事業で取り扱う農林産物は、自ら生産した農林産物を50%以上使用すること 漁業者・加工グループ：事業で扱う農林水産物は、県内産を50%以上使用すること																
●事業の流れ																	
<pre>graph TD A[①事業計画作成] --> B[②交付申請] B --> C[③交付決定] C --> D[④事業実施] E[農林漁業者 農林水産業を営む法人 任意組織] --> B F[各地方事務所 (農林業振興課等) 水産振興局] --> B F --> C E --> D</pre>																	
問合せ先	<table><tr><th>担当部署</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>市場開拓局食のみやこ推進課</td><td>0857-26-7807</td></tr><tr><td>農林水産部東部農林事務所農業振興課</td><td>0857-20-3580</td></tr><tr><td>農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室</td><td>0858-72-3815</td></tr><tr><td>中部総合事務所農林局農業振興課</td><td>0858-23-3165</td></tr><tr><td>西部総合事務所農林局農林業振興課</td><td>0859-31-9652</td></tr><tr><td>西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室</td><td>0859-72-2004</td></tr><tr><td>水産振興局水産課</td><td>0857-26-7316</td></tr></table>	担当部署	電話番号	市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7807	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3815	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004	水産振興局水産課	0857-26-7316
担当部署	電話番号																
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7807																
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580																
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3815																
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165																
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652																
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004																
水産振興局水産課	0857-26-7316																
関連サイト	http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=250260																

名称	もうかる6次化・農商工連携支援事業(スタートアップ型)
施策対象	農林漁業者等
施策主体	鳥取県
対象者	農林漁業者、加工グループ、農業法人(農事組合法人又は農林水産物及び加工品等の年間売上高のうち農林水産物の年間売上高が50パーセント以上である会社法人)
施策概要	農林漁業者や加工グループ等による県産農林水産物を使用した加工品づくりの機械整備を支援する。

○支援内容

主な内容	食品加工に必要な備品購入を支援(3万円以上のもの)
補助率・補助上限額	【補助率】ハード 1/2 【補助上限額】1,000千円 ※事業の活用希望が多い場合は、予算の範囲内で補助金額の調整を行うことがあります
主な要件	・自ら加工を行うこと ・次のいずれかを満たすこと 農林業者・農業法人：事業で取り扱う農林産物は、自ら生産した農林産物を50%以上使用すること 漁業者・加工グループ：事業で扱う農林水産物は、県内産を50%以上使用すること

●事業の流れ



* 審査会を行う場合があります。詳しくは下記へお問合せください。

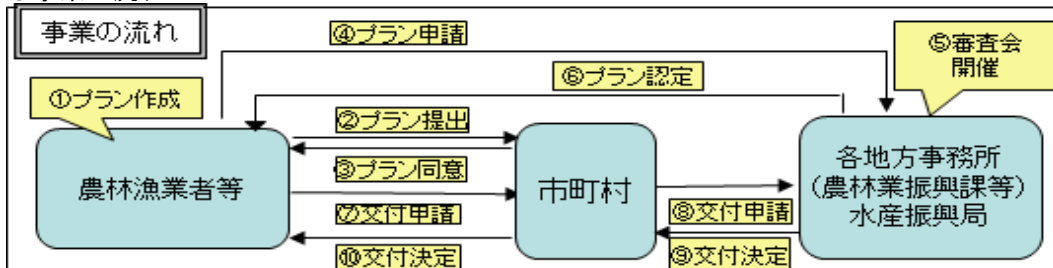
問合せ先	担当部署	電話番号
	市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7807
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004
	水産振興局水産課	0857-26-7316
関連サイト	http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=246347	

名称	もうかる6次化・農商工連携支援事業(6次産業型)
施策対象	農林業業者等
施策主体	鳥取県、市町村
対象者	農林漁業者、農業を営む法人、任意組織(規約を有すること)、農漁協
施策概要	自ら生産・加工・製造・流通・販売を行う6次産業化に取り組む農林漁業者等を支援する。

○支援内容

主な内容	6次産業化や農商工連携の取組に必要な経費を支援する。 (1)販路開拓等6次産業化等の推進に必要な経費(ソフト) (2)生産・加工等に必要な施設・機械整備(3万円以上のもの)の経費(ハード) ※不動産(土地代及び建築物)の購入、土地基盤の整備、畜産、水産の生産経費は対象外
補助率	ソフト・ハード 1/2 (県1/3、市町村1/6) ※主な要件(5)に該当する事業は2/3を補助(県1/2、市町村1/6)
県の単年度補助上限額	農林漁業者(個人) 3,000千円 農業を営む法人 7,000千円 任意組織・農漁協 受益者1人当たり3,000千円ただし上限30,000千円 ※主な要件(5)に該当する事業は、上記の額に3/2を乗じた額
主な要件	(1)自ら生産だけでなく加工もしくは商品の販売を行っていること(又はプラン期間中に行う予定) (2)プランに掲げる6次産業化の原料にあたる農林産物の生産・販売実績が原則として3年以上あり、かつ生産状況が著しく悪いと判断されないこと。 (3)事業で扱う農林水産物は事業実施主体が50%以上生産すること(又はプラン期間中に行う予定) (4)次のいずれかに該当すること (水産以外) ○認定農業者 ○社会福祉事業を行う法人の場合は、賃金を含む農業所得相当額が基本構想所得並 (水産) ○1経営体の加工品等の年販売額150万円以上を目指す取組 ○法人等の加工品製造販売額又は直接販売額が10%以上向上 (5)次のいずれかに該当する場合、補助率を嵩上げする ○国際認証取得 ○これまで県外で行っていた加工を自ら行う

●事業の流れ



問合せ先	担当部署	電話番号
	市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7807
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
	西部総合事務所農林局農業振興課	0859-31-9652
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004
	水産振興局水産課	0857-26-7316

関連サイト	http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=245963
-------	---